

就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の 多子軽減制度の要件を変更しました。 (令和2年1月1日～)

これにより、就学前の障害児通所支援(児童発達支援, 医療型児童発達支援, 居宅訪問型児童発達支援, 保育所等訪問支援)に係る利用者負担が軽減される場合があります。

対象者

※ ①か②に
該当。

① 世帯の市民税所得割額77,101円以上の世帯

障害児通所支援を利用している未就学の児童と同じ世帯に、保育園や幼稚園、障害児通所支援を利用している未就学の兄や姉がいる方。

② 世帯の市民税所得割額77,101円未満の世帯

障害児通所支援を利用している未就学の児童と同じ世帯に、通所給付決定保護者と生計を一にするきょうだい(年齢問わず)がおり、第2子以降の方。

軽減 内容

障害児通所支援に係る自己負担が、通常、費用総額の100分の10のところ、第2子の場合100分の5、第3子の場合無償となります。

ただし、利用者(自己)負担上限月額が変わりませんので、利用日数によっては、実際の利用者負担額が変わらない場合もあります。

軽減の例は、裏面を参照してください。

手続き

手続きには、兄や姉の通園証明書が必要になります。
(①の要件の場合のみ)

※ 小学生以上の児童については提出不要となります。

【問い合わせ先】

柏市 障害福祉課 福祉サービス担当
電話 04-7167-1136
(内線681・419)

利用者負担上限月額について

所得区分	上限月額
生活保護 非課税世帯	0円
課税世帯(所得割28 万円未満)	4,600円
課税世帯(所得割28 万円以上)	37,200円